社会福祉法人住吉福祉会 役員及び評議員選任解任委員及び評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人住吉福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1 により実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員である場合は、これを支給 しない。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第4条 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により実 費弁償費を支払うことができる。ただし、評議員選任解任委員が職員である場合は、これ を支給しない。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第5条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年 5月26日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日 から適用する。

別表1 (第3条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	_	5,000円
評議員会出席報酬等	_	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	_	5,000円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000円	5,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	15,000円	5,000円

別表3 (第6条関係)

名称	旅費
旅費	実費